

社会保障・税番号制度に係る条例の制定及び 証明発行サービスのあり方の検討状況について

1 趣旨

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」）については、平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）が制定され、27 年 10 月から個人番号の付番や通知など、制度の運用が開始されます。

この制度運用にあたり、必要な事項を定めるために条例を制定することから、市民局に関連する内容について、報告します。

また、マイナンバー制度導入を契機とした、コンビニエンスストアにおける証明発行サービスの導入や、既存のサービス拠点の見直しなど、「証明発行サービスのあり方」についての検討状況を報告します。

【主なスケジュール】

平成 27 年 10 月 5 日 ～11 月下旬	個人番号の付番 通知カードの送付
平成 28 年 1 月	個人番号の利用開始 個人番号カードの交付開始
平成 29 年 1 月 7 月	国の機関の間で情報連携の開始 地方自治体等との情報連携の開始

2 「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例」の制定について

(1) 条例制定の趣旨

番号法は、**地方公共団体に対し、特定個人情報の保護（※）措置等について、必要な措置を講ずることを求めています。**

また、個人番号（マイナンバー）に関する市独自事務での利用及び庁内の情報連携について、地方公共団体が定める条例に委任しています。

そこで、番号法を実施するために必要な事項を規定するため、「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例」（以下「番号条例」）を制定します。

※ 特定個人情報の保護：特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の利用、提供、収集について個人番号を含まない個人情報より厳格に保護をすること。

(2) 今回制定する条例の構成

第1条	趣旨	「個人番号（マイナンバー）の利用等に関して必要な事項」及び「特定個人情報の利用及び提供等の制限に関する 横浜市個人情報の保護に関する条例 （以下「個人情報保護条例」）の 特例 」を規定します。
第2条	定義	原則番号法の例による旨を規定し、合わせて特定個人情報保護関係で必要な用語（実施機関、保有特定個人情報、本人等）について定義を規定します。
第3条	市の責務	番号法の規定を受け、市の責務として「個人番号の利用に関し適正な取扱いの確保のために必要な措置をする旨」、「国との連携を図り、自主的・主体的に地域の特性に応じた施策を実施する旨」を規定します。
第4条	個人番号の利用範囲等	市独自事務での個人番号の利用、個人番号を利用する事務の庁内の情報連携を規定します。また、庁内連携により申請等に必要な情報を確認した場合、提出書類は不要とする旨を規定します。
第5条	特定個人情報保護評価における意見の聴取	特定個人情報保護評価（※1）を実施する場合に、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、横浜市個人情報保護審議会（※2）に意見を聴く旨を規定します。
第6～第17条	個人情報保護条例の特例	番号法第31条の規定に基づき、市が保有する特定個人情報に関する適正な取扱いの確保等、個人情報保護条例の特例措置を規定します。
第18条	運用状況の公表	個人情報保護条例に規定している運用状況の公表（市長が毎年1回取扱いの運用状況を公表すること）について、この条例における個人情報保護条例の特例措置についても同様に行う旨を規定します。
第19条	委任	この条例の施行に関し必要な事項を規則で定める旨を規定します。

※1 特定個人情報保護評価

個人番号を利用する事務ごとに事前に個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを評価書にて宣言するもの

※2 横浜市個人情報保護審議会

個人情報保護条例第58条に基づいて設置された市長の附属機関。学識経験者で構成され、条例に基づき、市の個人情報保護に関する各種事項について審議を行い、報告を受け、必要な意見を述べるができる。

(3) 条例の主な内容（市民局関連）

ア 特定個人情報保護評価における意見の聴取（第5条）

番号法第27条等の規定により特定個人情報保護評価を実施する場合に、評価書に記載された特定個人情報ファイル（※）の取扱いについて、横浜市個人情報保護審議会に意見を聴く旨を規定します。

※ 特定個人情報ファイル：個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報データベース等

イ 個人情報保護の特例措置（第6条～第17条）

市が保有する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）に関する適正な取扱いの確保等、次の事項等について個人情報保護条例の特例措置を規定します。

事項	現行（個人情報保護条例）	特例（番号条例）
① 利用の制限	本人同意等による目的外利用が可能	<u>生命、身体、財産の保護のために必要がある場合で本人同意がある場合等を除いて、目的外利用を原則禁止</u>
② 提供の制限	本人同意等による目的外提供が可能	<u>番号法に規定がある場合を除いて禁止</u>
③ 利用停止請求	個人情報保護条例に違反して利用されているときに停止請求が可能	<u>番号法・番号条例・個人情報保護条例に違反した利用について停止請求が可能</u>
④ 是正の申出	個人情報保護条例に違反して取り扱われているときに、是正の申出が可能	<u>番号法・番号条例・個人情報保護条例に違反して取り扱われているときに、是正の申出が可能</u>
⑤ 訂正の通知	訂正があった場合に、保有個人情報の提供先に対し通知する。	訂正があった場合に、 <u>総務大臣、情報提供者又は情報照会者</u> に対し通知する
⑥ その他	—	個人情報保護条例の適用除外等を規定

ウ 運用状況の公表（条例第18条）

個人情報保護条例に規定がある運用状況の公表（市長が毎年1回取扱いの運用状況を公表すること）について、この条例における個人情報保護条例の特例措置についても同内容を規定します。

(4) 施行期日（附則第1項）

原則公布の日とし、番号法の規定の適用に合わせて一部個別に規定します。

※個人情報保護の特例は10月5日、個人番号の利用は28年1月1日等

(5) 個人情報保護条例の改正（附則第2項）

特定個人情報保護評価において個人情報保護審議会に意見を聴くことを、同審議会の所掌事務とするため、個人情報保護条例第58条第1項に追加規定します。

3 「証明発行サービスのあり方」の検討状況について

マイナンバー制度導入を契機とした、コンビニエンスストアにおける証明発行サービス(以下「コンビニ交付」)の導入や、既存のサービス拠点(行政サービスコーナー及び区独自拠点)の見直しなど、「証明発行サービスのあり方」についての検討状況を報告します。

(1) 外部有識者への意見聴取について

ア 概要

「証明発行サービスのあり方」の検討にあたり、①マイナンバー制度、②本市における個人情報の保護、③行政改革、④民間サービス、⑤証明書サービス利用者の5分野の方々から意見を聴取しました。

分野	氏名	所属
① マイナンバー制度	須藤 修	東京大学 大学院情報学環 教授
② 個人情報保護	中村 知子	産業能率大学 経営学部 准教授 ※横浜市本人確認情報等保護審議会委員
③ 行政改革	大杉 覚	首都大学東京 都市教養学部 教授
④ 民間サービス	横浜銀行(株)	各部門代表者等
⑤ 証明書サービス利用者	小村 陽子	横浜弁護士会 推薦弁護士

イ 第1回意見聴取について(7~8月実施)

今回の意見聴取では、主にコンビニ交付の導入の可否や、既存のサービス拠点の見直しの必要性など次の項目について伺い、意見をいただきました。

(ア) コンビニ交付について

導入の可否について

- ・コンビニ交付は、全国の主要なコンビニで土日等でも証明書を取得できるようになり、市民への利便性が向上されることから導入すべき
- ・コンビニ交付を導入することで、個人番号カードも普及すると思う
- ・個人情報の漏えいなどの可能性もあり得ることから、慎重に考えるべき

導入の時期

- ・カードの普及策や市民の利便性向上の観点から見ると、できるだけ早い時期に導入すべき

取扱メニュー

[住民票・印鑑証明・戸籍証明]

- ・確実に取り扱うべき

[記載事項証明書・戸籍の附票]

- ・発行数が少ないので費用対効果によっては取り扱わなくても良いのではないか

[税証明]

- ・市民からのニーズはあるが、マイナンバーの導入により証明発行の減少が見込まれているので、費用対効果の面も考えながら、より慎重に検討すべき

(イ) 既存サービス拠点の見直しについて

今後の見直しの方向性について(見直しの例示:①見直しは行わない ②開所日時の短縮 ③廃止)

- ・縮小より廃止。証明発行の実績やコストを説明すれば市民も納得できる
- ・サービス向上だけを考えれば見直しは行わないということは選択肢の一つとは思いますが、税金を有効活用する視点で考えれば廃止はやむを得ない

(ウ) 既存のサービス拠点を「廃止」する場合について

廃止の方向性

- ・対面サービスを求める人やコンビニ交付を利用しない人もいるため、全ての拠点を廃止するのではなく一部の拠点は存続させた方が良い

廃止する(残す)拠点の考え方

- ・取扱枚数やコスト比較、コンビニ交付の普及率などを見て判断したほうが良い
- ・近隣拠点にアクセスできる代替拠点の有無等を考慮して選定したほうが良い

廃止の時期

- ・これまでの証明発行数の大幅な減少傾向を踏まえ、コンビニ交付と切り離して、廃止できる場所は早期に廃止すべきである。
- ・コンビニ交付導入後の最初の繁忙時期は残し、それを過ぎたら、コンビニ交付の普及率を見ながら、速やかに廃止すべき

(2) 市民への意見聴取について

市民への意見聴取については、証明発行を利用される頻度や自宅から証明発行拠点までの距離の違いなどにより状況が異なることから、より多くの市民の意見を聴取できるアンケート方式により実施します。

【市民アンケート概要】

実施時期：平成 27 年 9 月

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出の市内 20 歳以上の男女

調査方法：郵送による配布・回収

標本数：5,000 標本

主なアンケート内容：

- 年代、居住区、職業等
- 証明書の取得頻度、種類、目的
- 現在の利用場所、理由
- 今後の証明発行サービスに求めること
- 行政コストとサービス拠点のバランス
- 個人番号カードの取得希望の有無及びコンビニ交付の利用の有無 など

(3) 今後の予定

今後実施する市民アンケートの結果や、本常任委員会での御意見を踏まえ、再度、外部有識者に御意見を伺うなど、今後も議論を深め、コンビニ交付の導入や既存のサービス拠点の一部廃止を含めた見直しの方向性について、27年末には確定させたいと考えております。

【今後の主なスケジュール（案）】

9月 市民アンケートの実施

10～11月 外部有識者への意見聴取(第2回)

12月 第4回市会定例会 常任委員会で御説明

27年10月以降、横浜市からマイナンバー（個人番号）が通知されます。

1 市民の方一人ひとりにマイナンバーが「通知カード」で通知されます。

- (1) 世帯ごとに簡易書留（転送不可）で、住民票の住所に郵送されます。
- (2) 住民票の住所と異なるところにお住いの場合は、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があるため、住民票の変更など手続が必要です。

【通知カードのイメージ】※紙製



2 マイナンバーは12桁の番号で、原則、変更されません。

28年1月から社会保障・税・災害対策の分野の手続で、マイナンバーが使われます。

1 28年1月から横浜市やその他の行政機関で、法律等に基づき社会保障・税・災害対策の分野の手続を行うときに、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。

- (1) 28年1月以降、税金や福祉の手続等について、窓口では【個人番号カード】又は【通知カード（マイナンバー確認用）と本人確認資料】が必要になります。
- (2) 29年7月から全国的な情報連携が開始され、マイナンバーを手続書類に記載することにより、手続に必要な書類（課税証明書など）が省略されます。

2 民間事業者が従業員の社会保障や税の手続を行う際にも、従業員や家族等のマイナンバーが必要になります。

本人確認資料等に使える、個人番号カードは、申請により交付されます（無料）。

1 通知カードが各世帯に送付される際には、個人番号カードの申請書が同封されます。

申請により、個人番号カードを28年1月以降、区の窓口で初回は無料で交付されます。

（有効期間は20歳以上10年、20歳未満5年。再交付は有料の予定。）

※現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期間内はそのまま使えます。

2 個人番号カードは、様々な用途で利用可能です。

- (1) 公的な本人確認資料として、利用できます。
- (2) e-Tax（確定申告）など公的個人認証を使用した電子申請が利用できます。
- (3) マイナポータル(情報提供等記録開示システム)が利用できます(年金等の社会保険料の支払い状況等)。

【個人番号カードのイメージ（表）】



【個人番号カードのイメージ（裏）】



【表面】

氏名、住所、生年月日、本人の写真

【裏面】

マイナンバー等
ICチップ搭載

※プラスチック製